

高岡市学習用通信機器貸与事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に備え、家庭でも学習を継続できる環境を整えるため、学習用通信機器（モバイルWi-Fiルーター）の貸与事業を行います。

モバイルWi-Fiルーターを使用することで、家庭でも学習専用端末をインターネットに接続できるようになり、家庭での遠隔授業の受講、検索等でのサイトの利用等が可能となります。

対 象 者 小学3年生（義務教育学校3年生）以上の児童生徒を養育し、家庭にインターネット環境がない者で、かつ、就学援助制度による援助を受けるもの又は当該児童生徒が在籍する学校の学校長が特に必要と認めるもの
※現在既に家庭でインターネットを使用できる場合、本事業への乗り換えは、対象外とします。

貸 与 機 器 ・モバイルWi-Fiルーター 1台
・SIMカード（ルーターに装着済） 1枚
・充電機器 1式

貸 与 料 1,433円/月（消費税及び地方消費税含む）
※教育委員会が発行する納付書（3か月分4,299円）により、指定の納付期限までに支払っていただきます。また、最低3か月は利用いただきます。

貸 与 期 間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間とします。

通信事業者 ソフトバンク株式会社

通 信 容 量 月50GB
※当月の利用量が容量を超えると当月末まで通信速度が遅くなります。

遵 守 事 項 (1) 児童生徒の家庭学習以外の目的で機器を使用してはならない。
(2) 機器を第三者に譲渡、転貸又は売却してはならない。
(3) 機器を無断で改造・改修してはならない。
(4) 機器の使用及び管理に関し、教育委員会又は学校長から別途指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

事業の流れ

- ① 貸与を希望される場合は、申請書類を3月15日（水）までに学校に提出してください。
- ② 審査の後、3月下旬に貸与機器一式を学校経由でお渡しします。
- ③ 教育委員会から申請者に、貸与決定通知書と納付書が郵送されます。
- ④ 機器を借り受ける方は、4月21日（金）までに、上記③の納付書で3か月分（4月～6月）の貸与料4,299円を振り込みください。（手数料不要）
- ⑤ 以降、教育委員会から送付される納付書により、3か月分の貸与料を振り込んでいただきます。（例：7月～9月までの利用料を6月に支払っていただきます。）
- ⑥ 貸与期間が終了したら学校に機器一式を返却していただきます。

教育委員会の定めた支払期日までにお支払いいただけない場合、翌月より使用できないことがありますので、予めお含みおきください。